



# 法テラス二本松だより vol.14

日本司法支援センター福島地方事務所二本松出張所

新型コロナウイルス感染症に関わる

## 身近な法律トラブル

在宅勤務中の夫が浪費  
生活費を全部使ってし  
まった

### DV

ステイホーム中に  
暴力を振るわれる  
ようになった

業績不振のため解雇、雇止め、  
派遣切りとなった

～労働問題～

熱があるのに強制出勤  
させられた

育児のため休みを  
申し出たら退職を  
勧められた

内定取り消し



～家庭の問題～

咳をただけで  
コロナと疑われ  
出勤を拒絶され  
た



給料未払い

給付金詐欺

電気代も  
払えない

～消費者被害～



～借金問題～



旅行のキャンセル料を請求された

海外から帰国したら車や自宅の壁にコ  
ロナと落書きをされ嫌がらせを受けた

コロナを撃退するという触れ込み  
で高価な置物を買わされた

収入がなくなり借金が支払えない

生活費が足りずヤミ金から借金してしまった

## 新型コロナウイルスの流行によりお困りごとはないですか？


どんなにささいなことでも一人で悩まずご相談ください。



- 🌸 コロナ給付金が受け取れない。
- 🌸 生活保護の申請を断られた。
- 🌸 子供の面会交流を延期したい。
- 🌸 会わずに離婚協議できるか。
- 🌸 感染者が出た町から通勤しているだけで感染を疑われた。など

初めて法テラスをご利用される方は、サポートダイヤルへ

おなやみなし

 0570-078374 (IP電話からは 03-6745-5600 まで)

法テラスは、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です



法テラス二本松からのお知らせ



## 電話による法律相談

新型コロナウイルス感染防止のため面談による法律相談はしばらくの間、休止し電話による法律相談を実施しています。

(令和2年7月31日現在)

## 無料法律相談はお早めに

相談には期限があります。台風19号被災者のための無料相談は、令和2年10月9日終了予定。震災法律援助での無料相談は、令和3年3月31日終了予定。災害当時、災害救助法が適用された市町村に自宅または営業所があった方、皆さまが利用できます。



災害以外の悩みも相談できる！

## 土曜法律相談

第2・第4土曜日に法律相談を試行実施しています。



## 法律をもっと身近に 法テラス二本松の3つの仕事

法テラス二本松は、東日本大震災被災地出張所として平成24年9月にオープンしました。被災地の復興支援のため、弁護士による法律相談や各種専門の相談を実施しています。



法律相談（弁護士）

よろず相談（各種専門家）

情報提供（職員）

担当	火	水	木	金	土
弁護士	●	●	●	●	● ※第2・第4
専門家	●	●	●		

火曜日…社会保険労務士、行政書士、社会福祉士  
水曜日…司法書士(午後のみ)  
木曜日…税理士、土地家屋調査士、建築士



## 広報誌「ほうてらす」vol.48

インタビュー：太田雄貴さん  
(元フェンシング選手)

広報誌は、全国の法テラスで配付しています。法テラスのホームページでもご覧いただけます。

<https://www.houterasu.or.jp/>

【法テラス二本松】相談予約・お問い合わせ

☎0570-078375 (IP電話からは0503381-3803) 火曜～土曜 9時～17時  
〒964-0904 二本松市郭内1丁目196-1 福島県男女共生センター4階